

野洲市経営改善アクションプラン（案）

【令和元年度～令和5年度】

令和元年 月

野 洲 市

<目 次>

1. 「野洲市経営改善方針」について	1
2. 「野洲市経営改善アクションプラン」の位置づけ	2
3. アクションプランの取組期間	2
4. 進捗管理	2
5. アクションプラン	4

## 1. 「野洲市経営改善方針」について

野洲市では、「住みたい、住み続けたいと実感できるまち」を目指し、透明性・公平性・公正性を保ちながら、まちづくりを進めてきました。

児童虐待、いじめ、災害等、市が新たにに取り組むべき深刻な課題の顕在化や、個人の価値観やライフスタイルの多様化による市民ニーズの多様化・高度化、また国による頻繁な制度改正への対応等により、市の業務量は年々肥大化しています。一方で、人口減少・少子高齢社会の進展により、市税収入の減少や社会保障費の増大等、財政状況は悪化が懸念されます。

このような状況の中、市民ニーズに即した公共サービスを安定的に提供していくためには、経営的な視点のもとで、職員一人ひとりの生産性を高め、市の有する資源の有効活用を積極的に図る取組みを行う必要があります。この「投入資源量の削減」と「公共サービスの質の向上」を両立させ、市民の一層の「安全・幸福」を実現する行政経営の土台作りを目的に平成30年9月に「野洲市経営改善方針」を策定しました。

### 都市経営の基本方針

#### ① 地域の実情に適した政策の創出

地域の問題・課題解決のため、本市の特性・実情や市民ニーズに適した政策立案に前向きに戦略的に取り組みます。

#### ② 経営資源の質の向上

業務の生産性・効率性を高めるため、業務改善に不断に取り組み、経営資源（人・資産・財源・時間・情報等）の質の向上を図ります。質を高めた経営資源を効果的・効率的に投資し、市民へより良質な公共サービスを提供します。

#### ③ まちづくりを支える財政基盤の強化

透明性・公平性・公正性・公益性の確保を前提に、最適な市民負担で最大の市民福祉の実現を目指します。

### 経営改善の基本指針

指針1 政策形成の一層の推進

指針2 業務改善の取組み強化と定着

指針3 財政の健全性の堅持

指針4 積極的な歳入の確保

指針5 必要性かつ優先性を踏まえた歳出の適正化

指針6 公有資産の適正管理

## 2. 「野洲市経営改善アクションプラン」の位置づけ

「野洲市経営改善アクションプラン」は、「野洲市経営改善方針」に定める3つの都市経営の基本方針と6つの経営改善の基本指針に従い、本市における経営改善の取組みの実行計画として、具体的な取組内容、担当部署及びスケジュール等を定めるものです。

市政経営の礎である人的資源の質の向上を図ることは、すべての経営資源の質の向上につながります。「野洲市経営改善アクションプラン」は、人的資源の質の向上を図ることを基本とし、プランの実行にあたっては、職員一人ひとりが自ら成長（自己実現）するという高い意欲を持って経営改善に取組み、まちづくりの基盤となる財源確保・制度整備を行うことで、一層良質な公共サービスの提供を目指します。

## 3. アクションプランの取組期間

アクションプランの取組期間は、令和元年度～令和5年度の5年間とします。

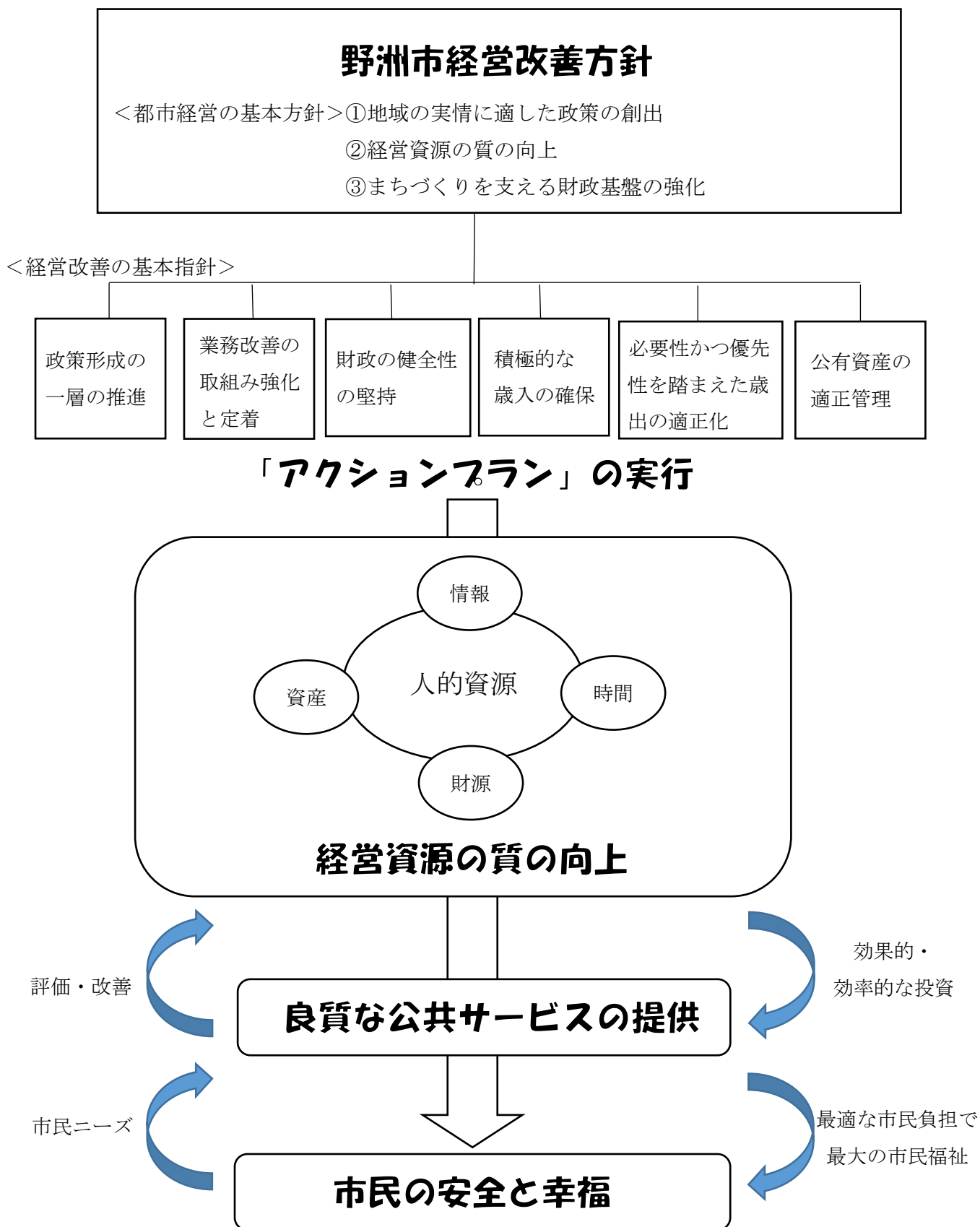
## 4. 進捗管理

アクションプランは、職員一人ひとりが高い意欲を持って前向きに取組みを推進できるよう、通常のPlan（計画）、Do（実施）、Check（成果・効果検証）、Action（改善）のマネジメントサイクルにとどまらず、Follow（追跡）の視点も加えて運用します。Followとは、成功事例・失敗事例の共有や、成功事例の横展開を積極的に行い、更なる工夫・改善・進歩ができないかを常に追いつける視点であり、これによりマネジメントサイクルの継続性を一層高めます。

毎年度の取組成果については、市民や学識経験者等で構成する「野洲市都市経営審議会」において点検、検証を行います。また、その結果を広く市民に公表します。

取組期間内においても、本市の行財政を取り巻く環境に著しい変化が生じた場合には適宜見直しを行います。また、計画に掲載していない項目についても、経営改善方針に謳っている理念を踏まえ、積極的に改革・改善に取り組みます。

<<イメージ図>>



## 5. アクションプラン

### 指針1 政策形成の一層の推進

取組項目	1-1 「野洲市職員能力向上のための基本方針」の推進
担当部署	ア) ウ) 人事課、イ) 人事課、企画調整課、全課
1. 取組内容	
<p>経営改善方針の実現には、職員一人ひとりが経営的視点を持ち、経営改善に取り組む意識と姿勢を持つことが最も重要です。野洲市では、「野洲市職員能力向上のための基本方針」を策定し、目指すべき職員像として「広い視野を持って行動する職員（情報収集・分析し、政策立案できる職員）」を掲げています。この方針に基づき職員の育成を行うとともに、方針の職員間への浸透を図り、人的資源の質を高めます。</p>	
<p>ア) 政策形成研修等職員研修の充実</p> <p>複雑化、多様化、高度化する市民ニーズに潜む課題を的確に捉え、創造的、生産的、実践的な政策を立案できる能力を育成し、またその能力が着実に身につくよう、政策形成研修等職員研修を充実します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員研修計画の作成（職階、人数、手法等の明確化）</li> <li>② 職員研修計画に基づく研修の実施</li> <li>③ 研修結果の評価</li> <li>④ 必要に応じ職員研修計画の見直し</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・政策形成研修受講職員数：9人（平成30年度）</li> </ul>	
<p>イ) 職員提案制度や国・県の提案募集方式の活用促進</p> <p>職員提案制度を活用し、現状に満足することなく、常に疑問を持ち、改善に努力する職員を育成します。改善事例については庁内で共有化し、制度の活用促進と職員の行政運営に対する改善意識を高めます。また、国・県の提案募集方式を積極的に活用し、市の実情に応じた政策を創出します。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 職員提案制度（国・県の提案募集方式を含む）の周知及び研修の実施</li> <li>② 提案募集週間を設ける等、提案促進のための方策の検討と実施</li> <li>③ 改善事例の共有化による制度の活用促進</li> </ol> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度提案件数：0件（平成30年度）</li> <li>・国・県の提案募集方式提案件数：0件（平成30年度）</li> </ul>	
<p>ウ) 人事評価への反映</p> <p>人事評価制度の定着を図り、それぞれの職位に求められる政策形成能力・政策推進能力や、自主的・意欲的・戦略的な政策形成への取組みの人事評価への反映について検討を行い、職員の能力とモチベーションの向上を図ります。</p>	

① 政策形成能力や政策形成の取組の人事評価への反映方法の検討（職階、評価基準、処遇への反映スキーム等の明確化）




② 人事評価結果の分析

③ 必要に応じ制度の見直し

<参考>

・能力評価「課題解決力」の評価点数4以上の職員：22%（平成30年度）

## 2. 年度計画

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 職員研修の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修計画の作成</li> <li>研修の実施</li> <li>研修結果の評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修計画の作成（見直し含む）</li> <li>研修の実施</li> <li>研修結果の評価</li> </ul>			
	（目標） 政策形成研修受講職員数：23人	（目標） 政策形成研修受講職員数：25人	（目標） 政策形成研修受講職員数：25人	（目標） 政策形成研修受講職員数：25人	（目標） 政策形成研修受講職員数：25人
イ) 職員提案制度等の活用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修の実施</li> <li>提案促進方策の検討・実施</li> <li>改善事例の共有化</li> </ul>				
	（目標） 職員提案件数：1件 国・県提案募集方式提案件数：1件	（目標） 職員提案件数：2件 国・県提案募集方式提案件数：1件	（目標） 職員提案件数：3件 国・県提案募集方式提案件数：1件	（目標） 職員提案件数：5件 国・県提案募集方式提案件数：1件	（目標） 職員提案件数：5件 国・県提案募集方式提案件数：1件
ウ) 人事評価への反映	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価制度の定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価制度の定着</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人事評価への反映方法の検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>検討後の人事評価の実施</li> <li>結果の分析</li> <li>必要に応じ制度の見直し</li> </ul>	
	（目標） 能力評価の「課題解決力」の評価点数が4以上の職員割合：23%	（目標） 能力評価の「課題解決力」の評価点数が4以上の職員割合：25%	（目標） 能力評価の「課題解決力」の評価点数が4以上の職員割合：27%	（目標） 能力評価の「課題解決力」の評価点数が4以上の職員割合：29%	（目標） 能力評価の「課題解決力」の評価点数が4以上の職員割合：30%




取組項目	1－2 各種データ等の活用による新たな政策形成の推進				
担当部署	企画調整課、情報システム課、全課				
1. 取組内容					
<p>庁内及び民間における公共データの利活用を推進するため、統計データ等の掲載方法の見直しを図ります。さらに、職員のデータ活用能力の向上を図り、EBPM（証拠に基づく政策立案）の推進や官民連携によるビジネスモデルの創出を図ります。</p> <p>① 庁内のデータ活用の方針作成          ② 保有情報のオープンデータ化の推進          ③ 他機関の研修活用等による職員のデータ活用能力の向上</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
データ等の活用推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁内のデータ活用の方針の作成</li> <li>・データ活用能力の向上</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・オープンデータ化の促進</li> <li>・データ活用能力の向上</li> </ul>			
	(目標) ・研修受講職員数：1人	(目標) ・オープンデータ掲載項目数：5件 ・研修受講職員数：2人			


取組項目	1－3 政策形成過程への市民参加の方策検討				
担当部署	企画調整課				
1. 取組内容					
<p>多種多様な市民ニーズを把握し、政策形成に反映させるため、市民のまちづくりへの参加機会について、より積極的な参加が促進される方策を検討し、実施します。</p> <p>① 市民参画の手法について、現状と課題の分析          ② 新たな市民参画手法の検討・実施</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
市民参加の方策検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現状と課題の分析</li> <li>・新たな方策の検討、実施</li> </ul>				
					(目標) ・新たな方策の実施：1件




## 指針2 業務改善の取組み強化と定着

取組項目	2-1 「野洲市職員能力向上のための基本方針」の推進
担当部署	ア) イ) 人事課、全課 ウ) 人事課
1. 取組内容	
<p>「野洲市職員能力向上のための基本方針」では、目指すべき職員像として「改革・改善に取り組む職員（コスト意識を持ち、常にチャレンジしていく職員）」を掲げています。この方針に基づき職員の育成を行うとともに、方針の職員間への浸透を図り、人的資源の質を高めます。</p>	
<p>ア) 職員提案制度の活用促進（再掲）</p> <p>職員提案制度を活用し、現状に満足することなく、常に疑問を持ち、改善に努力する職員を育成します。改善事例については庁内で共有化し、制度の活用促進と職員の行政運営に対する改善意識を高めます。</p> <p>① 職員提案制度の周知及び研修の実施</p> <p>② 提案募集週間を設ける等、提案促進のための方策の検討と実施</p> <p>③ 改善事例の共有化による制度の活用促進</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・職員提案制度提案件数：0件（平成30年度）</li> </ul>	
<p>イ) 時間外勤務の縮減に向けた取組み</p> <p>ワークライフバランスも踏まえ、業務の抜本的な見直しや作業のスリム化・効率化、組織・人員体制の見直し等により時間外勤務の縮減を図ります。</p> <p>① 時間外勤務の現状分析</p> <p>② 時間外勤務縮減に向けた方策の検討・実施</p> <p>③ 実績評価</p> <p>④ 必要に応じ方策の見直し</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時間外勤務月45時間以上の職員数：32.4人（平成30年度平均）</li> </ul>	
<p>ウ) 人事評価への反映</p> <p>人事評価制度の定着を図り、日常業務において自主的・意欲的に業務改善やサービスの質の向上に取り組む能力や姿勢の人事評価への反映について検討を行い、職員の能力とモチベーションの向上を図ります。</p> <p>① 業務改善への取組の人事評価への反映方法の検討（職階、評価基準、処遇への反映スキーム等の明確化）</p> <p>② 人事評価結果の分析</p> <p>③ 必要に応じ制度の見直し</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・能力評価「挑戦意識」の評価点数4以上の職員：21%（平成30年度）</li> </ul>	


2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ア) 活用促進 職員提案制度の	・研修の実施 ・提案促進方策の検討・実施 ・改善事例の共有化				
	(目標) 職員提案件数：1件	(目標) 職員提案件数：2件	(目標) 職員提案件数：3件	(目標) 職員提案件数：5件	(目標) 職員提案件数：5件
イ) 縮減 時間外勤務	・現状分析 ・方策の検討・実施	・実績評価 ・必要に応じ方策の見直し			
	(目標) 時間外勤務月 45 時間以上の職員数：29 人	(目標) 時間外勤務月 45 時間以上の職員数：26 人	(目標) 時間外勤務月 45 時間以上の職員数：23 人	(目標) 時間外勤務月 45 時間以上の職員数：20 人	(目標) 時間外勤務月 45 時間以上の職員数：17 人
ウ) 人事評価への反映	・人事評価制度の定着	・人事評価制度の定着	・人事評価への反映方法の検討	・検討後の人事評価の実施 ・結果の分析 ・必要に応じ制度の見直し	
	(目標) 能力評価の「挑戦意識」の評価点数が4以上の職員割合：23%	(目標) 能力評価の「挑戦意識」の評価点数が4以上の職員割合：25%	(目標) 能力評価の「挑戦意識」の評価点数が4以上の職員割合：27%	(目標) 能力評価の「挑戦意識」の評価点数が4以上の職員割合：29%	(目標) 能力評価の「挑戦意識」の評価点数が4以上の職員割合：30%

取組項目	2-2 施策・事業の改善につながる評価の実施				
担当部署	企画調整課、関係課				
1. 取組内容					
<p>公平性、公正性、公益性、時代適合性等の観点から、既存の事業について、評価を実施します。評価結果に基づき、施策・事業の改善を行い、事業の最適化を図ります。役割を終えた事業や十分な成果・効果が認められない事業については、早期に見直しを行い、限られた経営資源の有効活用を図ります。</p> <p>① 評価方法の検討、制度設計            ② 各課による評価の実施            ③ 見直し対象事業の抽出、各事業の見直しの方向性の検討            ④ 各課による見直しの実施</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
評価の実施	・評価方法の検討・制度設計	・評価の実施 ・評価に基づく施策・事業の改善			




取組項目	2-3 定型業務の効率化に向けたA I (Artificial Intelligence : 人工知能) の導入検討、マニュアル作成の推進				
担当部署	企画調整課、情報システム課、関係課				
1. 取組内容					
<p>業務の効率化、高度化による生産性の向上を図るために、定型業務と非定型業務を明確に区分し、A I の導入が有効な業務の絞り込み、費用対効果の調査等、導入に向けた検討を行います。A I の導入が困難な定型業務はマニュアル化を推進し、業務の効率化・標準化を図ります。</p> <p>① 定型業務の選別</p> <p>② 定型業務のうちA I の導入が有効な業務の絞り込み、A I 導入対象外の定型業務はマニュアル作成の推進</p> <p>③ A I 導入に向けた検討 (運用方法、業務フロー、費用対効果等)</p> <p>④ A I の実証実験</p> <p>⑤ 本格導入に向けた検討、導入準備</p> <p>⑥ A I の本格導入</p> <p>⑦ 他分野へのA I 導入検討</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A I の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定型業務の選別</li> <li>・A I 導入業務の検討</li> <li>・定型業務におけるマニュアル作成の推進</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・A I の実証実験</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格導入に向けた検討</li> <li>・導入準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・A I の本格導入</li> <li>・他分野へのA I 導入検討</li> </ul>
				(目標) <ul style="list-style-type: none"> <li>・A I 実証実験事業数 : 1 件</li> </ul>	

### 指針3 財政の健全性の堅持

#### ① 財政指標の健全性の確保

取組項目	3-1 財政指標のマネジメントの徹底				
担当部署	財政課				
1. 取組内容					
<p>財政指標を常に注視し、数値の悪化にあたっては、早急に対策を行う等、計画的で安定的な財政運営を行います。また、財政状況については市民との共有を図るため、積極的な情報提供に努めます。</p> <p>① 財政見通しの作成等による財政指標のマネジメントの実施</p> <p>② 財政状況の公表</p> <p>&lt;参考&gt;</p>					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
経常収支比率	83.8%	95.2%	94.6%		
実質公債費比率(3ヵ年平均)	12.7%	13.6%	12.9%		
財政調整基金残高(年度末)	2,218百万円	1,883百万円	2,121百万円		
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
財政指標のマネジメント	・財政指標のマネジメントの実施				
	(目標) 経常収支比率：95%以下 実質公債費比率：18%以下 財政調整基金残高：6億円以上	(目標) 経常収支比率：95%以下 実質公債費比率：18%以下 財政調整基金残高：6億円以上	(目標) 経常収支比率：95%以下 実質公債費比率：18%以下 財政調整基金残高：6億円以上	(目標) 経常収支比率：94.5%以下 実質公債費比率：18%以下 財政調整基金残高：6億円以上	(目標) 経常収支比率：94.0%以下 実質公債費比率：18%以下 財政調整基金残高：6億円以上


## ② 予算編成プロセスの改善

取組項目	3-2 厳しい財政状況に対する共通認識をもった予算編成の実施				
担当部署	全課、財政課				
1. 取組内容					
<p>厳しい財政状況に対する認識を職員が共有し、限られた資源を効果的・効率的に活用するというコスト意識を常に持ち、施策や事業の展開及び適切な予算編成を行います。</p>					
<p>ア) スクラップ・アンド・ビルドの徹底</p> <p>役割を終えた事業や十分な成果・効果が認められない事業については、早期に見直しを行い、限られた経営資源の有効活用を図ります。特に新規事業や事業の拡充に当たっては、財源確保の観点から、既存事業の見直しを積極的に行います。</p> <p>① 予算要求における、新規事業や事業の拡大に当たってのスクラップ・アンド・ビルドの徹底。財政課によるチェックの徹底。</p>					
<p>イ) 国・県の交付金・補助金等の積極的活用</p> <p>国・県の交付金・補助金は、市民が納めた税金であるという認識の下、国や県の制度、財政措置やその変化に対応し、積極的な活用に努めます。また、国・県等による制度の廃止、変更等に伴う予算の動向を注視し、必要に応じ事業の見直しを行います。</p> <p>① 国・県からの交付金、補助金等の活用可能性の検討</p> <p>② 国・県の交付金・補助金の廃止・変更等に伴う事業の見直しの徹底。財政課によるチェックの徹底。</p>					
<p>ウ) 過去の経緯や決算を踏まえた適切な予算見積りのための仕組みづくり</p> <p>決算重視、成果重視の観点から、限られた財源を効果的・効率的に配分できるよう、適切な予算見積りのための仕組みづくりを進めます。</p> <p>① 決算や成果を踏まえた予算要求の徹底。財政課によるチェックの徹底。</p> <p>② 施策・事業評価結果の予算要求への反映。</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ビルド・スクラップ・アンド・ビルドの徹底	・スクラップ・アンド・ビルドの視点からの事業見直し				
金等の活用	・国・県の補助金等の積極的活用 ・国・県の補助金等の縮小・廃止にあたっての事業見直し				
づくりの仕組み	・適切な予算見積りの仕組みづくり				


## 指針4 積極的な歳入の確保

### ① 市税等の適正な賦課・徴収


取組項目	4-1 債権管理執行体制の強化と債権管理条例の適正運用				
担当部署	関係課、納税推進課				
1. 取組内容					
<p>職員の債権管理に関する専門的知識及び対応技術の向上を図り、各担当部署での公正かつ適正な賦課・徴収と債権管理を行います。納税推進課は債権管理条例に基づき、徴収困難債権の管理を行います。債権管理執行体制の強化と債権管理条例の適正運用により、債権の収入率の向上と滞納額の縮減を図ります。</p> <p>① 各所管課における適正な賦課・徴収と債権管理                  ② 債権管理に関する研修の実施                  ③ 債権管理に関する専門家相談の実施                  ④ 各所管課の債権管理の現況及び課題の調査                  ⑤ 課題解決策の検討、実施</p> <p>&lt;参考&gt;</p>					
	平成27年度	平成28年度	平成29年度		
市税収入率	97.45%	97.23%	97.37%		
保育所保育料収入率	94.89%	95.42%	95.84%		
学童保育所保育料収入率	97.46%	97.27%	97.31%		
給食費収入率	97.46%	97.41%	97.26%		
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
債権管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>適正な債権管理</li> <li>研修の実施</li> <li>専門家相談の実施</li> <li>現況と課題調査</li> <li>課題解決策の検討・実施</li> </ul>				
	(目標) ・市税収入率：97.45% ・保育所保育料収入率：95.84% ・学童保育所保育料収入率97.46% ・給食費収入率：97.46%	(目標) ・市税収入率：97.45% ・保育所保育料収入率：95.84% ・学童保育所保育料収入率97.46% ・給食費収入率：97.46%	(目標) ・市税収入率：97.45% ・保育所保育料収入率：95.84% ・学童保育所保育料収入率97.46% ・給食費収入率：97.46%	(目標) ・市税収入率：97.45% ・保育所保育料収入率：95.84% ・学童保育所保育料収入率97.46% ・給食費収入率：97.46%	(目標) ・市税収入率：97.45% ・保育所保育料収入率：95.84% ・学童保育所保育料収入率97.46% ・給食費収入率：97.46%


取組項目	4-2 新たな財源の検討				
担当部署	企画調整課、関係課				
1. 取組内容					
新たな財源の導入について検討を行い、検討結果に基づき導入を行います。					
① 他市の事例調査等により、新たな財源導入の検討					
② 新たな財源の導入					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
新たな財源検討	・新たな財源検討 ・検討結果に基づく財源確保				
	(目標) 新たな財源確保： 1件			(目標) 新たな財源確保： 1件	

## ② 受益者負担の適正化

取組項目	4-3 使用料や手数料等の定期的な見直し				
担当部署	企画調整課、財政課、関係課				
1. 取組内容					
安定的な施設運営や公平性の確保を図るため、施設の設置目的や維持管理等に要するコスト及び近隣市町との比較などを踏まえ、施設使用料の見直しを行います。また、手数料等についても、市民負担の公平性の観点から、算定方法や受益者負担割合等の見直しを行います。					
① 使用料・手数料の見直しに関する方針の作成					
② コスト計算の実施					
③ 見直し案の作成					
④ 市民への周知					
⑤ 条例改正					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
直 使 用 料 ・ 手 数 料 等 の 見 直 し	・使用料・手数料等の見直しに関する方針の策定	・コスト計算の実施 ・見直し案作成 ・条例改正 ・市民周知	・見直し後の料金徴収		
		(目標) ・見直し実施率： 100%			

## 指針5 必要性かつ優先性を踏まえた歳出の適正化

取組項目	5-1 施策・事業の改善につながる評価の実施（再掲）				
担当部署	企画調整課、全課				
1. 取組内容					
<p>公平性、公正性、公益性、時代適合性等の観点から、既存の事業について、評価を実施します。評価結果に基づき、施策・事業の改善を行い、事業の最適化を図ります。役割を終えた事業や十分な成果・効果が認められない事業については、早期に見直しを行い、限られた経営資源の有効活用を図ります。</p> <p>① 評価方法の検討、制度設計                  ② 各課による評価の実施                  ③ 見直し対象事業の抽出、各事業の見直しの方向性の検討                  ④ 各課による見直しの実施</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
施 評 価 の 実 施	・評価方法の検討	・評価の実施 ・評価に基づく施策・事業の改善			

取組項目	5-2 補助金・交付金・負担金等の定期的な見直し				
担当部署	企画調整課、全課				
1. 取組内容					
<p>補助金・交付金・負担金等について、公平性、公正性、公益性、時代適合性等の観点から見直しを行います。また、新たな補助金等については、期限を設定し、期限到来時に見直しを行います。</p> <p>① 補助金・交付金・負担金等の見直しに関する方針の作成                  ② 補助金等の調査の実施                  ③ 見直し対象の抽出                  ④ 見直しの実施</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
補 助 金 等 の 定 期 的 な 見 直 し	・見直しに関する方針の作成 ・補助金等の調査の実施 ・見直し対象の抽出 ・適正化の検討	・見直しの実施			
		(目標) ・見直し実施率：100%			



## 指針6 公有資産の適正管理

### ① 公共施設マネジメントの推進

取組項目	6-1 個別施設計画の策定による計画的な維持管理				
担当部署	企画調整課、関係課				
1. 取組内容					
<p>「公共施設のあり方」に基づき、施設の計画的な維持管理に向けた個別施設計画を策定します。また、解体や集約化の方針が決まっている施設については計画的に解体や集約化を進めます。</p> <p>① 各施設の個別施設計画策定、企画調整課による全体のマネジメント                  ② 解体や集約化対象施設については今後のスケジュールの作成                  ③ スケジュールに基づき、施設の解体・集約化の実施</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公共施設の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「あり方」に基づく個別施設計画の策定</li> <li>・施設の解体・集約化に向けた検討</li> </ul>	→	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個別施設計画に基づく維持管理</li> <li>・施設の解体・集約化</li> </ul>	→	
	(目標) ・個別施設計画策定率：90%	(目標) ・個別施設計画策定率：100%			

### ② 公有財産の有効活用

取組項目	6-2 ネーミングライツの導入				
担当部署	企画調整課、関係課				
1. 取組内容					
<p>施設の維持管理等の安定的な財源を確保するため、市が管理する公共施設やイベント等について、ネーミングライツを導入します。</p> <p>① 事業者への制度の周知、活用促進</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ネーミングライツ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・制度の周知、活用促進</li> </ul>	→			
	(目標) 新規導入件数：1件		(目標) 新規導入件数：1件		

取組項目	6-3 遊休資産の有効活用				
担当部署	総務課				
1. 取組内容					
<p>公有財産の活用計画を作成し、利用見込みのない公有財産について、積極的に売却や貸付を行い、収入確保に努めます。活用計画については、必要に応じた見直しを行い、進捗管理を行います。</p> <p>① 遊休資産の活用計画の作成          ② 活用計画に基づく、売却や貸付の実施          ③ 必要に応じて計画の見直し</p>					
2. 年度計画					
	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
遊休資産の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・遊休資産の活用計画の作成</li> <li>・活用計画に基づいた市有地の売却や貸付</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活用計画に基づいた市有地の売却や貸付</li> <li>・必要に応じ計画の見直し</li> </ul>			
	(目標) 遊休資産の新規貸付・売却：2件	(目標) 遊休資産の新規貸付・売却：2件	(目標) 遊休資産の新規貸付・売却：2件	(目標) 遊休資産の新規貸付・売却：2件	(目標) 遊休資産の新規貸付・売却：2件